

美波町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 障害者基本法第11条に基づく美波町障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく美波町障がい者福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく美波町障がい児福祉計画の策定に関する事項を協議するため、美波町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため次の事項を協議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 障がい者及び障がい児の現状並びにサービス実施状況の分析に関すること。
- (2) サービス提供体制の整備に関すること。
- (3) その他計画策定に際し必要なこと。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、保健・福祉・医療関係者、学識経験者等21名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員会の委員は、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定期間中の年度末までとする。

(役員)

第5条 委員会に正副委員長それぞれ1名を置く。

- 2 正副委員長は、町長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議の開催は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の運営上必要な事務は、福祉課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。